別記

特　定　個　人　情　報　取　扱　特　記　事　項

（基本事項）

第１条　この契約により、草加市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、特定個人情報を取り扱う際には、特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（定義）

第２条　本契約において、次に各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第２条第３項に規定する個人情報をいう。

⑵　個人番号　番号法第２条第５項に規定する個人番号をいう。

⑶　特定個人情報　番号法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。

⑷　事務取扱責任者　乙において本契約の事務における特定個人情報の管理に関する責任を担う者をいう。

⑸　事務取扱担当者　乙において本契約の事務において特定個人情報を取り扱う者をいう。

（法令遵守）

第３条　乙は、番号法、個人情報の保護に関する法律、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）などの関係法令及びガイドライン等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行うこと。

（秘密保持義務）

第４条　乙は、特定個人情報を、秘密として保持し、番号法に基づき本契約の事務を処理する場合又は第三者に本契約の事務の全部又は一部を再委託する場合を除き、第三者に提供、開示、漏えい等をしてはならない。

（特定個人情報の持出しの禁止）

第５条　乙の事務取扱担当者は、特定個人情報等を、甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所の外へ持ち出してはならない。

（特定個人情報の目的外利用の禁止）

第６条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務に係る特定個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用してはならない。

（再委託における条件）

第７条　乙は、甲自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる再委託先に限定して本契約の事務の全部又は一部を再委託するものとし、甲の事前の書面による同意を得るものとする。

２　乙は再委託先との間で、本契約と同等の内容の再委託契約を締結しなければならないものとする。また、再委託先には【草加市情報セキュリティ対策基準】と同等の安全管理義務を課するものとする。再委託契約の中には、再委託先が更に本契約の事務の全部又は一部を再委託する場合には、甲及び乙の事前の書面による同意を得るものとする規定を置くものとする。

３　再委託先は、本契約の事務の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。甲は、乙が再委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

（漏えい事案等が発生した場合）

第８条　乙は、特定個人情報を漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という。）することがないよう必要な措置を講ずるものとし、乙の支配が可能な範囲において特定個人情報の漏えい等に関し責任を負うものとする。

２　乙及びその役員・従業員が、本契約に違反して、特定個人情報を本契約による事務の処理以外の目的で利用した場合又は第三者に提供・開示・漏えい等した場合には、乙は直ちに甲に報告しなければならない。この場合、乙は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告するものとする。

３　特定個人情報の漏えい等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、甲に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、乙は当該申立の調査解決等につき甲に合理的な範囲で協力するものとする。

４　前項の第三者からの甲に対する申立が、第１項に定める乙の責任範囲に属するときは、乙は、甲が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担する。

５　特定個人情報の漏えい等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、乙は、申立を受け、それを認識した日から５日以内に甲に対し、申立の事実及び内容を書面で通知するものとする。

６　甲が必要と判断するときは、甲は、乙に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立の解決に関する指示又は援助を行なうことができる。

７　本条の定めは本契約終了後も有効とする。

（本契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄）

第９条　乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る特定個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

（特定個人情報の従事者の明確化）

第１０条　乙は、本契約による事務における事務取扱責任者及び事務取扱担当者を明確にすること。

２　事務取扱責任者は、乙における特定個人情報の目的外利用又は漏えい等が発生しないよう適切な措置を講ずるものとし、特定個人情報に関する甲との連絡窓口となるものとする。

（事務取扱担当者の監督・教育）

第１１条　事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

２　乙は、事務取扱担当者に対して、本契約の事務を行うために必要な教育をしなければならない。

（契約内容の遵守状況についての報告）

第１２条　乙は、甲が要求した場合は、年１回（特に必要がある場合はそれ以上）、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、甲は、乙に対し、書面により契約内容の遵守状況等について確認することができる。

（実地調査への協力等）

第１３条　甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上でいつでも、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、乙の役員・従業員への事情聴取など、本契約の事務の処理状況等について監査・検査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

２　前項の監査・検査の結果、乙の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と甲が判断した場合、甲は乙に対し、その改善を要請することができる。